

地 区 等 に 関 す る 事 項	地区の 区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（青山台4丁目（1））
		地区の面積	約1.1ha
	建築物等の用途の 制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 （1）住宅 （2）住宅で事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち令第130条の3で定めるもの （3）共同住宅 （4）診療所 （5）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 （6）前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5で定めるものを除く）	
		建築物等の敷地面積 の最低限度	200㎡
	建築物等の高さの 最高限度	建築物及び工作物の高さは、10m以下とする。	
	建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	建築物の敷地の地盤面の高さは、原則として造成工事竣工時の 高さより変更してはならない。ただし、整地、造園、車庫の設置 等のための必要最小限度の変更はこの限りではない。 屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしいものとし、 周辺の環境を損なわないものとする。 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう設置 場所、大きさ、色彩等に配慮する。	
	かき又はさくの構造 の制限	（1）道路に面してかき又はさくを設置する場合は、生垣又 はネットフェンス・鉄柵等の透視可能な構造とする。 （2）敷地内の空地は、樹木などにより緑化に努める。	

「区域は計画図表示のとおり」